

役員等報酬規程

社会福祉法人 あけぼの事業福祉会

令和4年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あけぼの事業福祉会の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第3条 役員及び評議員等が会議に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、当法人の運営する施設の職員を兼ねる役員には支給しない。

2 会議の出席報酬は、源泉所得税を控除して支給する。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 副理事長が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。ただし、副理事長が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 役員及び評議員が、会議以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

5 勤務報酬は、源泉所得税を控除して支給する。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、職員に準じて旅費交通費を支給する。

(費用弁償)

第6条 役員及び評議員等がその職務の執行に当たり負担した費用は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支払う。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限りこの規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、令和4年4月1日より改定する。

別表 1

名称	報酬(日額)
会議出席報酬	5,000円(源泉税控除後)

別表 2

名称	報酬(月額)
理事長業務報酬	750,000円

別表 3

名称	報酬(日額)
副理事長業務報酬	15,000円(源泉税控除後)
役員評議員業務報酬	10,000円(源泉税控除後)
監事監査報酬	10,000円(源泉税控除後)